



Title	『帝国主義論』と営業の秘密
Author(s)	二宮, 厚美
Citation	大阪外大英米研究. 1977, 10, p. 1-20
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/99021">https://hdl.handle.net/11094/99021</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 『帝国主義論』と営業の秘密

二 宮 厚 美

## 【1】問題の所在

1957～58年の戦後一つの画期を示した世界的恐慌の中で、アメリカ経済は不況の中でも物価が下らないという今日の「stagflation」的状況にみまわれ、これを契機とした物価問題に関する調査・論文が数多くあらわれるにいたった。これ以降、アメリカでは、管理価格とインフレーションをめぐる論争がはなばなしく行なわれ、それが日本の価格理論、物価政策に多大の影響を与えたことは、人の知るところである。たとえば、「生産性変化率格差インフレーション」論と農業構造改善政策、中小企業近代化政策、流通「合理化」などの関係はその端的な事例であって、これらの理論・政策の背景には、アメリカの「ダグラス委員会」の調査・報告の影響が読みとられうるのである。<sup>①</sup>

このダグラス委員会に時を同じくして、上院では反トラスト・独占小委員会（キーフォーバー委員会）が開かれており、そこでは「管理価格」の実態に焦点をあわせた調査が行なわれた。ここでは、小論の課題を明確にするために、次のような興味ある事実をあげ、問題の所在を明らかにしておきたい。

反トラスト・独占小委員会委員長キーフォーバーが、1957年夏のU・S・スティール社の価格ひきあげについて調査をすすめ、同社会長R・M・プロウを公聴会に呼び、喚問した時、プロウは同社のトップに位置する「グループは業界の他の業者がどのくらいの値上げを希望しているかを知る便宜があったということ」を証言した。<sup>②</sup>通常、管理価格の特質とは、価格が下方硬直化し、プライス・リーダーの確立によって、「ある製品の市場価格は、限界生産者の生産費より少しづかり高い水準に決定され、そのように決定された価格と全く同一の価格水準を、いくつか別々の、したがってそれぞれ能率の異なる諸会社が足なみをそろえて設定する（均一価格制度）」点に求められてきた。今、プロウが問題にしてい

るのは、アメリカ鉄鋼業界のプライス・リーダーとしてのU・S・スティールがいかなる仕方で価格を管理し、あるいは引きあげようとしたか、この点にかかわっている。プロウは言う。

「わたくしたちは、新聞や業界誌をつうじて、鉄鋼業界のほかの人物が——つまり、ほかの会社と結びついている人物のことですが——価格は引き上げるべきであるとか、引きあげる必要があるなどといったこと、および仮の推定額などを知っていました。……わたくしは、当業界の他の要素にかんする計数のようなものが、われわれの間で議論されたことは、間違いないと思います。」<sup>④</sup>（力点は引用者）

つまり、プライス・リーダーは同一産業内部の他企業の営業情報を推定し、議論したうえで、価格を管理している、その事情の一端が吐露されているわけである。それでは、U・S・スティール以外の会社はどうなのか、ベスレヘム・スティールの社長ホーマーに語ってもらおう。「価格水準はだいたい限界生産者によって決定されます。もしも、価格水準がなぜ一定の水準に達するか、ということを理論的に説明しようとするならば、限界操業の理論に立ち帰らなければなりません。というのは、それこそは価格水準をほんとうに左右するものであるからです。<sup>⑤</sup>」この証言は、先にあげた管理価格についての通説と合致しているが、今我々にはその当否が問題なのではない。問題は、価格決定にあたってある産業部門内部の、ここでは限界操業の企業の営業情報が掌握されたうえで価格が決定されている、という点が語られていることである。

とは言え、キーフォーバーたちの注目した点は、鉄鋼、自動車、医薬品などで価格競争が停止し、非価格競争がその地位にとってかわったこと、それ故に、消費者に対する不当な価格つりあげ、いたずらな販売合戦、モデル・チェンジ、生産制限による失業者の増大等々不合理な事態が発生していること、したがって自由競争への復帰こそが効率を高めるであろうこと、これらのことを見明らかにする点にあったのであって、ここでわれわれの留意する点に主眼があつたわけではない。したがって、我々は、もう一つの資料をあげておくことにしよう。

50年代後半にブルッキングス研究所の行なったアンケート調査にもとづいて、

カプラン、ランチロッティなどは、次のような一つの結論を導いている。

「U・S・スティールは、創立以来、鉄鋼市場での占拠率が大巾に低下したとはいえ、いまなお、同社の諸目標に合致する価格をたて、それを通用させうる立場にある。他の大手鉄鋼各社の立場からみても、U・S・スティールの建値は、業界と鉄鋼市場にとって、最も理にかなっていると思われるコストと価格との基礎を認めているがゆえに、U・S・スティールは価格面で指導権行使できるわけである。<sup>(6)</sup>」（力点は引用者）

更に、彼らは銅その他金属分野におけるアルコアについて、「過去10年間、アルコアは、同社の長い歴史上、はじめて、インゴット価格を改訂するにあたって、競争相手のアルミ・メーカーに及ぼす影響を考慮に入れなければならなくなっている」とし、その例に他社の原価についての考慮が価格決定の基礎となることをあげている。<sup>(7)</sup>これらのことことが示していることは、管理価格の設定にあたって、一産業部門内では合法・非合法の協定がとり結ばれており、その協定は公然、非公然を問わず部門内の原価その他の営業上の情報の独占団体内部における「秘密の廃棄」の上になりたっており、それを前提として価格が決定されている、ということである。

このように管理価格の設定が独占団体内部での「営業の秘密」の廃棄を媒介にして行なわれていること、これは逆に言えば、「同業間で原価が秘密であっては協定が成立しない」ことを意味していると言ってよいが、管理価格の問題を考慮するにあたって、この点がどのように理論化されるかは、一つの大きなポイントであると考えられる。後にみると、これまでの独占あるいは独占価格論はこの「営業の秘密」の問題を軽視するか、不問にするか、いずれにせよ重要なカテゴリーとして取扱わなかったことが多く、わが国では、会計学者による理論化がむしろ先行してきた。小論の課題は、管理価格論、会計学において実証され推論されてきた「営業の秘密」を、独占理論の中に正当な位置づけを与えることを通じて、独占理論・独占価格論などに一つの礎石を提供することにある。

最初に、「帝国主義論」の検討を行ない、続いて代表的とみなされる独占理論

の検討を行なってみたい。

## 【2】「帝国主義論」と営業の秘密

20世紀の資本主義を独占の支配の時代として、その最奥の基礎から説き明かした書は言うまでもなくレーニン『帝国主義論』であって、われわれは『帝国主義論』における営業の秘密のとり扱いから出発しなければならない。直接には「第一章、生産の集積と独占体」をここではとりあげよう。

『帝国主義論』第一章の考察では、最初に、生産の集積とそこから成立する独占が実証的に、かつ『資本論』の理論の確証として、指摘され、「生産の集積による独占の発生は、総じて、資本主義発展の現段階の一般的で基本的な法則である」ことが確認される。これに続く考察の中で、しばしばとりあげられてきた文章は、次のようなものであって、小論の課題にかかわるので、煩をいとわず引用しておこう。

「競争は独占に転化する。その結果生産の社会化がいちじるしく前進する。とりわけ、技術上の発明と改善の過程も社会化される。」

これはすでに、分散していて、おたがいのことについてなにも知らず、未知の市場での販売のために生産をおこなう経営主たちの旧来の自由競争とは、まったく異なるものである。集積は非常に進展したので、……全世界のすべての原料資源（たとえば鉄鉱石の埋蔵量）の概算を行いうるまでになった。そしてこのような計算がおこなわれるだけでなく、これらの原料資源が巨大な独占体によって一手に掌握されている。………

生産は社会的になるが、取得は依然として私的である。社会的生産手段は依然として少数の人々の私的所有である。形式的にみとめられる自由競争の一般的なわくは、依然として残っている。そして少数の独占者たちの残りの住民に対する抑圧は、今までの百倍も重く、苦しく、耐えがたいものとなる。<sup>(9)</sup>

これらの指摘から読みとれうる第一の点は、独占の成立と生産の社会化の関係である。レーニンは、この引用の直前に、カルテルの役割——販売及びその条件

についての、支払条件・生産量・価格・利潤等についての決定・とり決め——に関する考察、そして、技術改善についての社会化、組織化の実証を行なっているのであって、これらが独占概念の重要な内容を構成すると同時に、生産の社会化の促進としての意義をもつことをあわせて指摘しているわけである。したがって、ここに問題とする独占と生産の社会化の関係は、一定の産業部門内部においてカルテル・トラスト等の独占が成立し<sup>⑩</sup>、その産業部門の枠内での各種営業情報が集中していること、とりわけ技術の改善の可能性、特許その他の技術情報が集中していること、これらが生産の集積のうえになりたつ独占の支配力を形成しつつ、逆に、生産の集積のうえになりたつ生産の社会化を著るしく前進させている、という点にあるとしなければならない。つまり、競争は営業の秘密を廃棄しながら、独占に転化し、その枠内の限りでは、生産の社会化を前進させているのである。もちろん、営業の秘密の廃止が完全であるか、部分的・欺瞞的であるかは、大きな問題として残る。

ともあれ、このように理解することによって、続くレーニンの指摘の含意が明瞭になるのであって、第2に引用から読みとれうこととして、「おたがいのことは何も知らない競争」から「おたがいのことを知ったうえでの競争」への、独占段階における競争の意味内容の変化、という点が指摘できる。<sup>⑪</sup>おたがいのことを知ったうえでの競争とは、独占団体を構成する諸企業が相互に営業の秘密を放棄したうえでの競争のことであり、この競争は独占団体の今や可能となった市場、原料、資源等の計算可能性のうえでの、また技術情報の集中と将来のみとうしのうえでの競争である他はない。念のため言えば、こうした競争の基礎には、あくまで生産の集積・社会化、熟練労働力・技術者の独占、交通路・交通手段の独占的利用などが盤石の重みで位置しているのである。更にレーニンが技術改善過程の独占と社会化を特に重視しているのは、技術開発が競争手段として重要な武器となることと同時に技術が原料・資源の利用可能性に大きな影響を与えていくことを重視し、技術—資源の関連を視野におさめていたからに他ならない。

第三の点は、引用最後の段にかかわる。私的所有と自由競争の一般的枠組は独

占の成立後もなお残り、独占はこの一般的枠組を通して残りの住民への抑圧を格段に強める。ここでは、生産の社会化の成果が独占的諸企業の占有するところになる関係<sup>⑫</sup>が、自由競争の一般的枠組を通して実現すること、これが問題である。この問題を営業の秘密を媒介にしながら考察するとすれば、営業の秘密の独占団体内部での集中独占は、私的所有の権利に依拠して合法化されつつ、独占には「何でも知っている状態」を保障するものとなるが、他方の極には「何も知らない状態」の住民を生みおとし、ここに自由競争の枠組が残っているとすれば、その自由競争は「おたがいのことを知っている独占」と「何も知らない住民」との競争に転化せざるをえないこと、これを企業間でみれば、「われわれが見るのは、もはや小企業と大企業との、技術的にたち遅れた企業と技術的にすすんだ企業との競争戦ではない。われわれが見るのは、独占に、その抑圧に、その専横に服従しないものが、独占者によって絞めころされるという事実である」ということにならざるをえないこと自明である。したがって、先に「独占団体内部での営業の秘密の放棄」としたことは、決して、独占以外の者に対する営業の秘密の廃止をも意味するものでないこと、そればかりか、営業の秘密はますます独占に固守されていくことを強調しておかなければならない。私見によれば、独占段階における「独占と競争の関係」、競争の内容の変化は、以上の点を考慮することなくして、充分な解明はなしえないと考えられる。

ところで、ここまで考察してくると、われわれはおのずから一つの論争問題につきあたらざるをえない。その論争問題とは、ある産業部門内の営業の秘密が独占のもとで廃止され、そのうえに当該部門での生産・販売等に計画性と組織性がもちこまれることになれば、その部門では完全な計画的生産、したがって、あたかも一つの工場の中でのような無政府性の除去が達成されるかどうか、という問題<sup>⑬</sup>である。この問題は、別言すれば、独占体内部の独占的諸企業の間の競争が停止するかどうかの問題であり、これまでの考察に即して言えば、独占団体内部での独占的諸企業およびそこへの参加者の営業の秘密の放棄が全部的に行なわれるのか、部分的に行なわれるのか、という問題にかかわってくる。私見によれば、

独占的諸企業が私的所有の権利を基礎として「独占間競争」を行ない、力に応じて分配する競争をひきおこす限り、独占内部での計画性は完全ではありえないし、したがって、計画性を保障する相互の営業の秘密の放棄も完全ではありえない、と考えられる。営業の秘密の廃止も、力に応じて、必らずしも相互的ではあります、ある企業の他の企業に対する一方的知悉が充分ありうるのであって、重要なことは、部分的であれ営業の秘密が内部では廃止されている独占においては、放棄された営業の秘密にかわって、あるいは、営業の秘密の部分的放棄のうえで設定された「管理価格」などの新たな競争の基準のうえで、<sup>・</sup><sup>・</sup><sup>・</sup>新たな競争手段や営業の秘密が生み出されていくことである。だが留意すべきは、これらがおしなべて、独占のアウトサイダーやその他住民への〈支配と強制の関係〉に収斂していくこと、この点を明確にしておくことである。たとえば、管理価格という新たな競争基準が労働者に対する「合理化」基準としての意義をもつと同時に、労働者と消費者との対立を組織する意義を担ってくることは、この例であろう。

ここで、われわれは、レーニンの所論の今一つ別な論点をとりあげておこう。レーニンは『帝国主義論』に先だつ論文の中で、すでに営業の秘密と私的所有の関係を次のように指摘していた。

「私有財産は神聖である。だれも、所有者のことに干渉してはならない。これが資本主義の原則である。

しかし、資本は、すでに私的所有の枠をのりこえて成長し、株式企業を形成するようになった。幾百人、幾千人のたがいに知らない株主が一つの企業を構成している。そして私的所有者の諸君は、すばしこい事業家が『営業上の秘密』にかくれて、共同出資者のふところをすっかりふとらせたので、一度ならず手をやかなければならなかった。

そこで、神聖な私有財産は、その神聖の一部分を犠牲にしなければならなかつた。即ち、帳簿を正確につけ、その会計報告の主要な決算を公表することが、株式企業の法律上の義務となつたのである。もちろん、公衆をだますことは、これによってやみはしなかった。ただ別な形態をとり、いっそうずるいやり方をとる

ようになった。<sup>(14)</sup>」

つまり、私的所有の神聖な権利=営業の秘密は、株式会社の成立とともに生みだされる「少数者の手による社会的所有の取得」という新たな利害に直面し、それと衝突することによって、逆に自らを否定し犠牲にするような「営業の秘密の公開」をよびおこさざるをえなくなった。これが財務諸表などの公開である。ところが、この営業の秘密の決して完全ではない、一部の公開を基礎にして、株式会社を支配し君臨する一部の少数者は、従来とは違った形態ではあるが、一層狡かつた方法で社会化の成果を私的に占有するのである。マルクスが、株式会社について、「それは、新しい金融貴族を再生産し、企画屋や発起人や名目だけの重役の姿をとった新しい種類の寄生虫を再生産し、会社の創立や株式発行や株式取引についての思惑と詐欺との全制度を再生産する」と述べたことを想起されたい。<sup>(15)</sup>

ここで株式会社と営業秘密の関係をとりだして、まわり道をしたのは、資本主義のもとでの、その枠内での、私的所有の権利、したがって営業の秘密の権利の一部廃棄は新たな私的取得の形態（ここでは思惑と詐欺の合法化）をよびおこし、新たな対立を再生産するものにすぎない、という点を明確にしておきたかったからに他ならない。この点を明確にして、『帝国主義論』にたちもどれば、レーニンは、先にかかけた引用に續いて、ケストナー『組織強制』からの引用を利用して、自説を展開している。彼は、独占者の団体へのアウトサイダーの服従の強制をもたらす諸手段をケストナーに語らせ、営業の自由が独占による他者への「専横としめ殺しの自由」に転化していることを確認したうえで、「商品生産が従来どうり『支配』しており、それは経済全体の基礎と考えられているとはいえ、実際にはそれはすでにそこなわれ、主要な利潤は金融的術策の『天才』の手に帰するような状態まで、資本主義の発展はすすんだ」としめくくっている。この文章の意味内容には、これまでの展開に即して言えば次の諸点が含まれると考えられる。<sup>(16)</sup>

第一は、この文章の前のケストナーからの引用が、旧来の商業活動に対比して新らしい「組織者的=投機的活動」の優位を指摘していることに関係する。ケストナーのブルジョア的意識にも、今日では、与えられた市場から購買者の欲望や

潜在的需要をひきだしそれに対応する商業的活動に成功者への道があるのではなく、むしろ、成功の鍵は「組織の発展と、個々の企業と銀行との一定の結びつきの可能性を予測できるか、少なくとも予感できる、投機的天才」<sup>(17)</sup>にかかっていることが、反映せざるをえなかった。つまり、商業的活動の成功は組織性に裏づけられた市場の計算可能性によってのみ保障され、無政府的市場を前提としそれに対応して市場の動向をキャッチする能力の意義はその前では影がうすくなってしまう。ここに、市場の独占と組織性、それによって保障された計算可能性と市場情報の独占が横たわっていることは疑いえない。<sup>(18)</sup>こうして投機（Speculation）は情報独占による予測（Speculation）に裏づけられ、後者は前者をよびおこす。したがって、このような独占による組織性は投機などを除去しないばかりか、ますますそれを必然化し、さらに第2次、第3次の投機の余地を拡大し、無政府性を拡大するのである。

かくして、第2に、レーニンが「これらの術策と詐欺の基礎には生産の社会化がある」とする意味が明らかとなる。独占団体内部では営業の秘密の一部廃止を媒介にして生産と販売、価格などの計算にもとづく「計画化」「組織化」がおしそすめられ、生産の社会化が前進しあるが、その成果の取得は依然として私的であり、計画性が利潤めあてもある限り、<sup>(19)</sup>市場の計算可能性、市場情報の集中は、金融的術策の活躍の舞台を提供するものにすぎない。逆に言えば、生産の社会化の最新の成果は、取得の私的性の独占段階での発展とともに、投機や無政府性の激化に転化する。ここに、われわれは、レーニンが「投機」とか「金融的術策」で言い表わす内容の独占段階における経済的諸関係にしめる位置を、読みとることができよう。

第三には、以上の理解にたつ時、レーニンが先にかけた引用の後に、公開された財務諸表等の会計報告を使った「情報操作」や奸計の実態を指摘していることの意義が鮮明になろう。営業情報、市場、技術情報などの私的独占のもとでは、公開された情報は、独占団体内部に集積された営業の秘密には触れない、加工され、部分化され、歪曲されたうえでの情報にすぎず、特定の目的に奉仕するものでしかない。

こうして、「帝国主義論」第一章の内容を営業の秘密との関係で追跡してきたわれわれは、次のような一連の理論的連環に到達した。すなわち、生産の社会化と集積——独占への接近——独占団体内部での営業の秘密の部分的廃止と「組織性」「計画性」「計算可能性」の（不完全ではあるが）発展——独占と生産の社会化の発展——「たがいのことを知りあつたうえでの競争」と「相手のことを知っている者と知らない者との競争」の激化、前者の後者への収斂化傾向——一般的な営業の自由の形式が独占による支配・強制の自由を保障する形式に転化すること——情報独占と金融的術策の展開——新しい競争手段（情報独占の固有の意義や各種人的結合など）と新たな営業の秘密の発展——無政府性の激化と部門間不均等発展の促進<sup>②</sup>……。もちろん、この連鎖で全てが尽きるわけではない。要は、「帝国主義論」第一章において“営業の秘密”カテゴリーが重要な地位をしめており、この点をおさえることによって、後に少しふれるように、新たに「帝国主義論」の現代的意義がうかびあがってくるであろうということである。

### 【3】 独占理論への回顧

「帝国主義論」第一章の意義については、旧来から多くの論者がとりあげてきたところであって、特に第一章で論じられている独占と競争との関係には特別の注意がはらわれてきた。「帝国主義論」の出発を生産の集積と独占の成立におけるのはおかしいとし、株式会社を基礎範疇として金融資本論を論じようする一部の論者を除き、「帝国主義論」の体系を独占の段階規定をふまえた経済的諸範疇の体系として把えようとする論者は、株式会社に金融資本を帰着させる傾向に対しては「独占ぬきの帝国主義論」と批判する一方で、「独占と競争の矛盾」に帝国主義把握の鍵を見出そうとしてきた。独占と競争との関係は、現代の資本主義理解にとって一つの枢要点をなすことは疑いなく、それ自体正当なテーマの設定であることはまちがいない。ここで、前の考察をもとにしながら、独占と競争との関係を論じた幾つかの業績をとりあげ、独占と競争の関係は営業の秘密というカテゴリーを媒介にする時、一步深まった理解をえることができるのではないか、

という点を提示してみたい。

『帝国主義論』の体系を「独占」概念の展開として一個の世界体系にまで上向<sup>②2</sup>的に展開したものである、と最も鮮明に強調されたのは、南克己氏であった。南氏によれば、帝国主義を段階たらしめる独占は資本主義の中で発生しながら、なおその枠を廃棄しえない以上、自由競争を排除しえず、独占の基礎にある生産の高度な社会化と資本主義的取得との基本矛盾は、新たに独占と自由競争という異質な原理の矛盾を展開するにいたる。すなわち、基本矛盾は「独占と競争との矛盾」という「歴史的段階の主要矛盾」を展開の軸としながら貫徹し、資本主義の再生産過程に「新たな基調」を与える。南氏は、この「独占と競争との矛盾」＝主要矛盾をてがかりにして、独占段階の特質を、競争原理が一元的に貫徹する産業資本主義段階の矛盾の最終的総括＝世界恐慌にいたる体系とは区別された、競争、独占の異質な原理の相剋による「発展」と「腐朽」、「飛躍」と「停滞」の激しい時期的交替と場所的併存、一言にして「発展の不均等性」の満面開化に「再生産過程の新たな基調」を見出そうとされ、産業資本主義段階の産業循環とは区別される「世界戦争（危機）＝循環」を導出されようとする。

ここでは、これ以上詳細に氏の議論を紹介するわけにはいかないが、これまでのところでも、氏の「独占と競争の矛盾」に与えるなみなみならぬ意義の程が察せられよう。そこで、もう一度「競争と独占の矛盾」を氏がどのように把握しているか、この点にたちいってみよう。南氏は次のように述べている。

「資本主義的独占体の成長は、非独占部面の発展の『絶望的なたちおくれ』と無計画性のうえにたつ『上部構造』の発展と組織化にすぎず、むしろその発展と組織化が後者のたちおくれと無政府性の強化と相互規定的であるような、発展と組織化にすぎないこと」「こうした基礎上では、なるほど競争の枠は残っているにしても、その中味はすっかり変質せざるをえない。そこではもはや、かつての多少とも『フェアーナ』、『自由な』競争は望めない。競争はみせかけにすぎない。その基本的内容は、独占部面の非独占部面に対する実<sup>・</sup>層<sup>・</sup>的<sup>・</sup>組織<sup>・</sup>的<sup>・</sup>な『支配』と『強制』の関係たらざるをえない。」<sup>②3</sup>

これらの自体はまことにもっともなことであって、独占の支配、強制を一顧だにしない論者には耳の痛い指摘であろう。だが、問題を、独占と競争の関係、特に前者が後者におよぼす「変質」作用に焦点をあわせた場合の両者の関係にしづってみれば、南氏の指摘だけでは少なくとも不充分である、ということになりはしないか。つまり、南氏の言う独占による競争の変質は、競争の形骸化であり、競争の仮象化であって、競争は独占に圧倒されるものであって、それ自体正当な指摘ではあるが、独占の支配が自由競争の形式を通して貫徹し、逆に自由競争の枠を強化しながら独占支配を遂行するという側面への軽視がみられる。特に、自由競争の枠をとうして独占支配を強化する、という点を把むかどうかは、国家独占資本主義を論ずる際にも、一つの決め手になるのであって、南氏がこの点を軽視しているのは重大である。何故そうなるかと言えば、私見では、南氏が競争を「一般的競争」として独占とは機械的に対立するものと把えられているからである。レーニンが私的所有と商品生産の一般的環境と言い、形式的にみとめられる自由競争の一般的な枠と言う時、環境とか形式とか枠で表現されているのは、単に形骸、形式化した自由競争という意味だけではなく、独占の支配形式、支配環境としての私的所有、自由競争という意味が含蓄されていた、それ故に、自由競争とは、実質的に形骸化したと言える、とすべきである。独占が自由競争の枠をとうして支配し、支配すればするほど競争の枠が強化される、とわれわれが言う時には、究極的には独占の下にある住民相互の生存競争が、その競争の枠が一層強化されるという意味においてであって、さらに独占の組織性は、住民相互の生存競争の組織化との関連で把まなければならぬこと、この点については、相手のことを知った者と知らない者との競争という点に関連してすでに述べたとおりである。「独占者たちが部分的な連合によって彼ら相互の間の競争を制限すれば、競争は労働者たちのうちで増進する<sup>24</sup>」とは、すでにマルクスの指摘したところであった。

ついでながら、南氏が独占と競争との機械的対立にしばし注意を奪われたのではないか、とするわれわれの観測は、氏がしばしば独占と競争を切りはなしたま

まで両者を使いわけられ、それによって不均等発展論などを展開する傾向にあることと結びついている。その最たる例は、「古典的帝国主義期」における国内での独占支配基調と国際的関係での競争支配基調という分け方<sup>㉕</sup>、更に、第2次大戦後における体制間での対立、競争と資本主義世界におけるアメリカ帝国主義の独占という分け方<sup>㉖</sup>、これらの点にみられるであろう。

ところで南氏が「主要矛盾」としたものは、別の論者、ここでは北原勇氏によって、「独占資本主義の構造的特質」として把えられる。北原氏によれば、「構造的特質」は「独占の支配および独占と競争のからみあいの構造」として把握されるべきものである。「からみあい」という表現は南氏の欠点をカバーするものであるかのようだが、果たしてそうか。その意味する内容をみてみよう。

北原氏は、独占を論ずるにあたって、独占資本がその高い市場集中度と高い参入障壁によって部門内、部門間の競争を制限し、長期利潤率を保障する独占価格によって長期的に独占利潤を獲得していくこと、この「独占価格論」から出発する。独占資本は独占利潤めあてに競争を制限するとしても、私的所有を廃止していない以上、相互の対立、競争を止揚できないのであって、たとえば、新市場開発や新技術開発期には競争が前面におどりでるし、非価格的手段による競争も克服されてはいない。あるいはまた、独占の支配の及ばない領域での中小資本の競争も残る。かくして氏によれば、「独占資本の支配が行なわれていることと、かかる独占支配が競争を完全に排除できず、競争、対立を含みつつ、それらを倍化しつつ存在することもって、独占資本主義の構造的特質」とされるのである。<sup>㉗</sup>

みられるとうり、北原氏にあっても、独占の支配と競争という形式とは切り離されたままであって、この点では南氏同様である。南氏と異なる点は、「独占資本主義における諸矛盾の編成と展開」を独占価格から説きおこす点にある。ただし、北原氏にあっても、まず資本主義の基本矛盾の「成熟」がおさえられたうえで、基本矛盾が独占資本主義の「構造的特質」に規定されていかなる固有の矛盾を発展させていくのか、という基礎視角の中に「独占の支配と独占と競争のからみあい」が位置づけられるわけであって、この点では、南氏とは微妙な差異をみ

せながらも基本的には同様の問題意識である。とは言え、「構造的特質」が主なる問題である以上、北原氏の独占価格論からのアプローチは、南氏とくいちがっている。<sup>(29)</sup> この出発点のちがいにもかかわらず、両氏が類似の競争と独占との関係把握におちいっているのは、北原氏に即して言えば、出発点の独占価格論で確定される競争と独占との関係の把握に問題があったからではあるまいか。

そこまでづ、両氏のくいちがいをよりきわだたせるために、北原氏と同様に独占価格論の意義を強調される本間要一郎氏の発言に耳を傾けておこう。本間氏は、独占とは支配と強制の関係ではあるが、この点を解明するには、生産と資本の集積が「どのような経済的作用によって、『支配と強制』を可能にするのか、したがってまた、<sup>(30)</sup> どのようにして支配と強制のための独占的結合を必然的なものとするのか」、この点を明確にしなければならない、とされる。ところが、独占的結合＝独占体と言えば、独占的高利潤を獲得できうる経済的基礎条件が存在するからこそ出現するのであって、そうなれば、独占利潤、独占価格を「『独占』概念の『展開』に必要な範疇として肯定せざるをえないのではないか」ということになる。こうした推論のうえにたって、独占価格論が、独占資本主義の、ひいては「独占と競争」との関係の、考察の中に決定的とも言える地位を与えられていくのである。

そこで、出発点としての独占価格論にもどることにしよう。北原氏における独占価格論は、先に少し紹介したように、「参入障壁論」と称される系譜に位置している。この「参入障壁論」については、批判、反批判で論争中であるが、ここで注目したいのは、この独占価格論には、われわれがこれまで強調してきた営業の秘密という問題が欠落していることである。小論[1]で紹介したように、現実の独占価格は業者間における営業の秘密、特に原価秘密の廃止（部分的ではあっても）を媒介にして成立しているものが多い。しかも、この営業の秘密の廃止という事態は、独占と競争の関係にきわめて重大な影響を及ぼし、『帝国主義論』の理解に重要な手がかりを与えるものであった。営業の秘密の問題を媒介にする時には、独占が自由競争の形式・枠をつうじて支配を貫徹していくこと、独占による営業の秘密を合法化し、かつ営業の秘密を通して実現する、自由競争の形式

が支配の自由を保障することになる，という点が必ずしも問題とならざるをえない。営業の秘密の問題と関連させて競争内容の変化を把み，独占の支配，強制関係を理解したうえで独占価格を論ずるのかどうか，という点は，独占価格論から出発して独占と競争の関係（北原氏の「構造的特質」）を展開する方法が正しい方向にむかうかどうかの一つの決め手になる，と考えられる。たとえば，「独占価格論」でしばしば前提とされる「独占の期待利潤率にもとづく蓄積方式」（ケインズ的概念！）とは，独占内部における一種の計算可能性を前提とした概念であり，そこには，市場・技術等の情報独占が前提されているとすれば，すでにこの点において，独占と競争の関係や競争内容の変化が論じられなければならない。「実現利潤率」にかえて「期待利潤率」を問題にする場合には，営業の秘密や情報独占の意義が必ずしも問題になるのであって，この議論を抜きにした「独占価格論」は不充分に終らざるをえないのではないか。

北原氏の場合，「独占と競争のからみあい」というある意味でニュアンスに富む表現をとりながら，そのからみあいを，独占が成立しても蓄積の飛躍期には競争が行なわれるとか，非価格競争が行われるとか，中小資本の競争が行われるとか，を列挙するにとどまり，住民相互の生存競争の問題がその他の部面での競争との関連で論じられるようなことが全くなく，あるいは，独占的協定価格のもつ労働者への「合理化」手段としての意義などがまさに「からみあい」と関連させられて論じられない等々の欠陥をもつにいたっているのは，初発に展開された「独占価格論」の欠点，あるいは「独占価格論」から導きだされた独占と競争の関係についての不充分さ，に帰因するものであると思われる。こうした北原氏にとっては基調となるべき，「独占と競争のからみあい」の考え方の不充分さは，氏の後の蓄積論展開にも大きな傷を与えないではおかないと（何故なら氏にとっては，この点は構造的特質であった）を，蛇足ながら付言しておきたい。

以上，われわれはすぐれた業績を残してきた論者を素材にとりながら，『帝国主義論』における営業の秘密の意義を傍証してきた。ここで確認されるべきことは，独占と競争の関係を資本主義の基本矛盾との関係で把える場合には，独占が

生産の社会化を基礎としつつ、それを支配のテコとしておしすすめていく場合の独占にとっての営業の秘密の意義、そして、独占が社会化の成果を占有し力に応じて分配を行なうという私的取得の貫徹を言う場合の営業の秘密の意義、すなわち「相手のことを知ったうえでの競争」の充全な意味内容、これらの点を明確にしておくことが独占把握の一枢要点をなすということである。営業の秘密が独占の営業の自由と同義になる程に、独占のもとへの生産の集積、したがって簿記、記帳、情報などの集積が進んでいる時に、自由競争の一般的枠組の中で独占にとっての営業の秘密が守られ貫徹していくことは、競争の枠が営業の秘密を基礎とする支配の自由の形式に転化していくことと同じであること、このことはもはや自明であろう。この競争と独占の関係を『帝国主義論』の中に位置づけ、独占理論を検討していくこと、この点こそ多くの論者が避けていたところのものであった。

#### 【4】おわりに

『帝国主義論』第一章ですでに考察されていると思われる営業の秘密の問題は、レーニンが述べたことにならえば、「もし銀行の役割を考慮にいれなければ、きわめて不十分な、不完全な、ちっぽけなものとなるであろう。」銀行が取り扱う貨幣資本と信用の普遍的性格と、銀行業務の集積がもたらす営業情報、貨幣情報、さらにレーニンの強調した技術情報の集積などは、全て営業の秘密にかかわることはあらためて指摘するまでもない。銀行は更に「全国をおおい、すべての資本と貨幣所得を集中し、幾千幾万の分散経営を単一の全国民的な資本主義経済に、ついで全世界的な資本主義経済に転化させる」<sup>⑧</sup>銀行網によって、更には国庫、企業、家計の資産管理を結びつけながら、生産手段の一般的配分の形式、一般的簿記、記帳を準備していく。銀行と産業との独占的結合のうえに成立する金融資本は、こうして、「物質の生産と配分の過程に対する社会的規制の機構」<sup>⑨</sup>を準備していく等々。

これらの点を、本来は考察する予定であったが、紙数の限界もあり、ここではこれ以上議論することはできない。しかし『帝国主義論』第1章における営業の

秘密や情報独占の位置を明確にしておくことは、従来の金融資本論の一面性を克服する手がかりになることは疑いないと思う。ただ、最後に指摘しておきたい点は、次のことである。

第1は、レーニンにおいて営業の秘密の問題が本格的に論じられているのは、言うまでもなく『さし迫る破局』であるが、『破局』の論理は『帝国主義論』からの必然的帰結であること、この点を明確にする必要があることである。レーニンは、営業の秘密の不合理化を、第一に独占資本主義、第2に戦争経済との関連で論じているのであって、特に、独占資本主義から国家独占資本主義への転化、資本主義から社会主義への移行の問題で、独占と営業の秘密を考察しておくことは、重要な理論的媒介の役割を果たすものと考えられる。

第2は、今日、一方では刑法改悪によって「企業秘密漏えい罪」が企てられ、話題の独禁法についても「原価の秘密の公開」が一大争点となっていること、他方では独占を規制する経済民主主義の要求が湧出していること、更に、多国籍企業の規制問題が世界的な課題となっていること、これらの現実の提起する問題は、『帝国主義論』と『破局』をつなぐ理論の現代的適用を迫っているのであって、この点から独占理論があらためて検討されなければならないということである。

第3は、営業の秘密の問題と精神労働・肉体労働の対立の問題である。レーニンは『破局』において、営業の秘密の不合理性を指摘しつつ、なお、営業の秘密が多数の労働者に担われざるをえなくなっている点に注目しつつ、営業の秘密の廃止と労働者統制とを展望しているのであって、この観点を生かしつつ我々は、現代における営業の秘密の廃止を住民の学習権の発達や統治能力の形成の展望とあわせてとりあげる必要があろう。

以上の点については別稿を期したいと思う。

- (1) Joint Economic Committee, Study Paper No. 1. C. Shultz, "Recent Inflation in the United States", 参照。J. E. C の勧告は Report of the J. E. C., Chap. VI 参照。

- (2) E. Kefauver, “In A Few Hands : Monopoly Power In America”, 小原敬士訳, 『独占との斗い』151頁。
- (3) 宮崎義一・新野幸次郎編『管理価格』, 41頁。なお, 管理価格をめぐるキーフォーバー委員会での諸議論の概要は, 米国上院反トラスト小委員会編, 独禁政策研究会訳『管理価格』で知ることができる。
- (4) E. Kefauver, 前掲邦訳, 151-2頁。
- (5) 同上, 165頁。
- (6) A. D. Kaplen, J. B. Dirlam and R. F. Lanzillotti, Pricing in Big Business, 武山泰雄訳『ビッグ・ビジネスの価格政策』359頁。
- (7) 同上, 330頁, なお, アルコアの場合には独禁法との関連が問題になる。独禁法の役割については, その初期にさかのぼって, 他の政策との関連を考察した G. Kolko, The Triumph of Conservatism が興味ある視角を提供している。
- (8) 敷田礼二・近藤禎夫『原価公開』95頁以下参照。この書は, 営業の秘密と価格問題との関係を考察した数少ない労作であり, 本稿も多くの点で学んでいる。
- (9) レーニン全集, 22巻, 235-6頁。
- (10) 独占と産業部門との関連を考察した労作, 森岡孝二「『帝国主義論』と『独占』」(『歴史評論』1973年7月号) 参照。
- (11) 独占段階の競争と営業の秘密との関連について, 特に住民支配の観点からは, 池上惇『財政危機と住民自治』67頁以下参照。更に同氏「今日の経済学教育」(基礎経済科学研究所『経済科学通信』第13号)も参照。本稿は, これらの文献で指摘された論点の継承のうえになりたっている。
- (12) レーニン全集, 22巻, 237頁。
- (13) 問題の所在を示すものとして, 森岡孝二「『帝国主義論』研究入門3」(『経済科学通信』第10号), および, これに対する阿知羅隆雄氏の討論論文(同誌, 第16号)を参照。

- (14) レーニン全集, 19巻, 205頁。なお,『資本論』でも,ブルジョア的意識の産物として,「個別資本家の不可侵の所有権や自由や自律的『独創性』」を指摘している(全集版,第1巻,466頁)。その他,レーニン全集,25巻,364頁以下も参照。
- (15) 『資本論』第3巻,全集版,559頁。
- (16) レーニン全集,22巻,237頁。
- (17) 同 上。
- (18) 情報独占の意義については,池上惇『現代資本主義財政論』14章参照。
- (19) レーニン全集,25巻,478頁参照。
- (20) この点の問題は重要であるが,ここでは割愛した。
- (21) 林,貝田,横山編『マルクス主義経済学の擁護』第3篇2章参照。
- (22) 例えば,宇佐美他編『新マルクス経済学体系Ⅲ』所収南論文。注(23)論文をあわせ,以下,特別な場合を除いて,引用は割愛する。
- (23) 南克己「『帝国主義論』と国家独占資本主義」(『土地制度史学』第23号)
- (24) マルクス『哲学の貧困』,国民文庫,204頁。
- (25) たとえば,南氏は注(23)の論文で,次のように述べている。「世界体制への競争と独占との矛盾の展開は,それが一般に競争にかわる独占=協定の支配に帰結してゆく国内体制の場合とは異なって,なお依然として競争と対立の側面をその主要な側面として帰結せざるをえないものである」
- (26) 南「戦後資本主義世界再編の基本的性格」(『経済志林』42巻3号)
- (27) 北原勇「独占資本主義における諸矛盾の編成と展開」(『三田学会雑誌』67巻10号)。
- (28) 同 上。
- (29) 南氏は生産価格と同列に独占価格を論ずる方法を峻拒されている。(前掲『新マルクス経済学体系Ⅲ』49~50頁)
- (30) 本間要一郎「『帝国主義論』における『独占』概念」(『思想』1967年5月号)。なおこの指摘は,前注南論文の指摘への反論途上での指摘である。

- (31) 同 上。
- (32) 森岡孝二「独占資本主義論の変成」(『経済論集』25巻5号)参照。
- (33) レーニン全集、22巻、245頁。
- (34) 同上、24巻、486頁。なお、現代日本を、これに関係して考察したすぐれた論文は、敷田礼二「『情報化社会』と民主的統制」(『経済』1973年8月号)。ついでに、小論全体にかかわって、同氏の「『自由経済』と独占価格・原価公開」(『経済評論』1974年10月臨増号)も参照されたい。(1976年10月20日稿)